

## 平成 28 年度第 1 回岸和田市建築審査会会議議事録

■と き 平成 28 年 7 月 21 日 (木) 午後 3 時から午後 4 時 30 分まで

■と ころ 中央地区公民館 3 階講座室 4

■出席委員

会 長	奥 俊信
委 員	平田 陽子
委 員	足立 基浩
委 員	角谷 洋一郎
委 員	澤田 範夫

■許可議案審議

建築基準法第 43 条第 1 項但し書き許可	付議案件	1 件 (非公 開)
建築基準法第 43 条第 1 項但し書き許可	報告案件	61 件 (公 開)

■そ の 他

配 席 図	別紙のとおり
傍 聴 人	なし

○開 会

事務局より、会議開催に当り、委員 5 人の出席を確認したので岸和田市建築審査会条例第 4 条第 2 項に規定する定足数を満たしており、平成 28 年度第 1 回岸和田市建築審査会が有効である事を報告。

平成 28 年度第 1 回岸和田市建築審査会会議の議事録署名人として平田委員及び角谷委員をそれぞれ指名。その後引き続き議案についての説明を行う。

● 建築基準法第 43 条但し書き付議案件、議案第 1 号について

議案第 1 号の審議には、個人情報に関する事項が含まれているため、資料を含め公開図書より削除します。

● 建築基準法第 43 条第 1 項但し書き許可案件について（資料 2 参照）

事務局が上記についての説明を行った。

委員) 報告番号 21 番について、42 条に至るまでの幅員 191m とあるが間違いではないか。

事務局) 間違いである。1.91m である。

委員) 42 条に至るまでの幅員 1.80m から 1.91m と現状はせまい状態であると思われる。その路線に張りついている建物はあるのか。

事務局) 申請建物含め 3 軒張りついている。空地もあり、まだ建築される可能性はある。

委員) 21 番の案件については 42 条に至るまで私道部分の合意は署名・捺印もっているのか。

事務局) 頂いている。

委員) 市が道路状空地全ての所有者の合意を求めるのであれば否定するものではないが、21 番の案件のように幅員が 1.8m で合意ももらえていれば建て替えできるのであれば、先の諮問案件における合意をもらえている部分だけで幅員 1.8m あれば同じではないのかと思う。実際は 1.4m しかなかった為、当てはまらないが、21 番の案件は幅員が 1.8m と狭いが私道の所有者の合意があることから許可したということか。

事務局) そのとおりである。

委員) 通り抜けはしているのか。

事務局) 通り抜けはしている。

会長) 報告番号 45 番の港湾管理通路はどう見ても立派な道路だが、建築基準法の道路ではないのか。

事務局) 建築基準法に定める道路は道路法による道路が原則であるが、この港湾管理通路は市道認定されていない。同じ岸之浦町の中でも市に移管されている部分は市道に認定されている箇所があるが、築造の最中や暫定共用の箇所があることから、大阪府の港湾局が所管されており、公共用通路である臨港道路となっている。臨港道路については建築基準法の 42 条道路に該当しないので 43 条但し書き道路扱いとしている。

会長) 将来的に市道に移管されることはあるのか。

事務局) 将来的に市道に移管されることはない。港湾局の埋め立て地であるので港湾局が管理しておかないといけないという考えがある。阪南二区へ渡る橋の手前の主要道路も市道に移管されておらず、港湾局が管理されているので、部分的に移管される箇所はあるかもしれないが、共用開始してもおそらく港湾局で管理されることになるので、その都度

許可を行わないといけなくなる。府道大阪臨海線から岸之浦町に入る入口の部分でさえも約 35m の幅員があるが港湾局が管理したままである。

会 長) 港湾局の意図があつて移管しないのか。

事務局) おそらく港湾関係の管理のため必要ということで移管しないのではないかと思う。

委 員) 許可するものが許可しないとなれば引継ぎを受けるのでは。港湾局が離さないのであれば許可しなければ良い。港湾局が建築物を建てたいというのに対して許可を出す側が下請けになるというのはおかしいのではないか。市が港湾局の道路を受ける体制がないというのはわかるが、建築物を建てるには道路が必要で、それを許可に委ねるということは許可の権限が一番強いはずである。許可の世界は建築物を建てる権限の入り口なので下請けになってはいけない。

事務局) 市の道路管理者の立場から考えると、いまだに造成中なので帰属はとしぶっている可能性はある。ただ将来帰属を求めに行くかと言えばわからない。

会 長) 他にご意見がなければ、本件について了承するものとしてよろしいか。

各委員) 了。

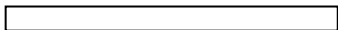
上記審議により、建築基準法第 43 条許可に関する 61 件の報告は了承された。

## ● その他

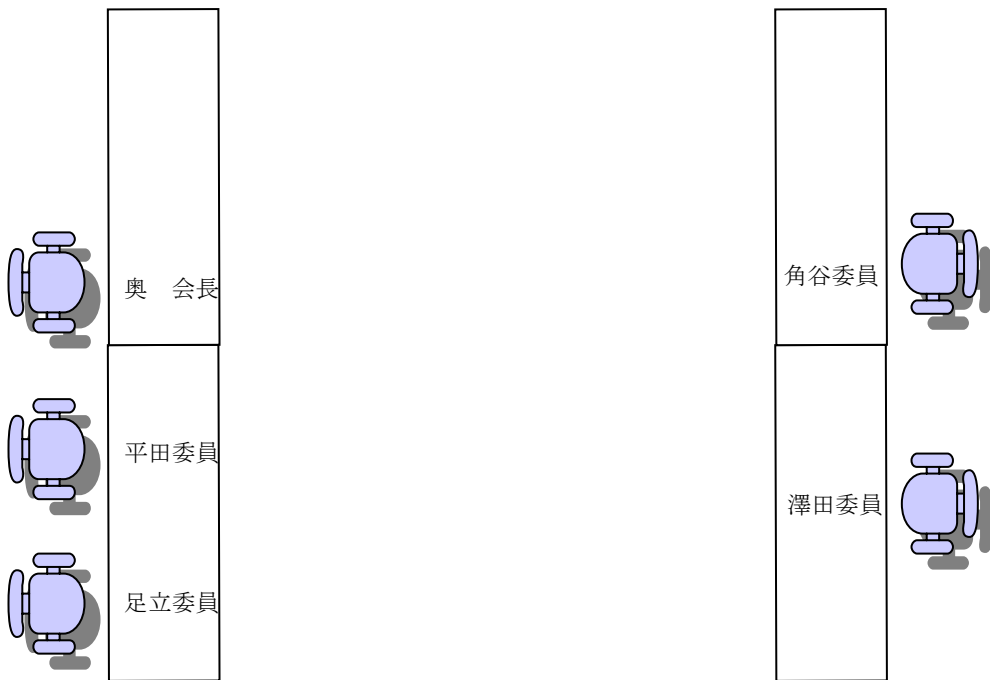
建築基準法第 48 条第 6 項ただし書き許可について

個人情報に関する事項が含まれているため、公開図書より削除します。

平成 28 年 7 月 21 日、平成 28 年度大阪府内建築審査会長会議についての報告  
会 長) 以上で審査会を終了とする。



スクリーン



成子担当長	建設指導課 福井課長	まちづくり推進部 都市計画課 大井部長	山田課長
-------	---------------	------------------------	------



田谷担当	西塚担当	日下 建築主事	総務管財課 山本主幹
------	------	------------	---------------

